

全員参加！乗りきろう 電力危機！！

節電にご協力をお願いします

平成23年度 第1回
しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会 次第

平成23年6月6日(月)19:00～21:00
浦和コミュニティセンター第13集会室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 委員、事務局紹介
- 5 議 題
 - (1) 委員長の選出
 - (2) 委員長職務代理者の選出
 - (3) 評価方法及び今後の進め方について
- 6 その他
- 7 閉 会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 座席表
- ・ 資料 1 しあわせ倍増プラン 2009 市民評価委員会設置要綱
- ・ 資料 2 しあわせ倍増プラン 2009 市民評価委員会傍聴要領
- ・ 資料 3 しあわせ倍増プラン 2009 評価検証事業
- ・ 資料 4－1 しあわせ倍増プラン 2009 の記載内容
- ・ 資料 4－2 しあわせ倍増プラン 2009 取組実績の評価シート
- ・ 資料 4－3 平成 22 年度しあわせ倍増プラン 2009 総括表
- ・ 資料 5 委員会開催日程（予定）

《参考資料》

- ・ 「しあわせ倍増プラン 2009」本編
- ・ 「しあわせ倍増プラン 2009」市民評価報告書（平成 22 年 12 月）
- ・
- ・ 平成 23 年度施政方針
- ・ 平成 23 年度予算案の概要

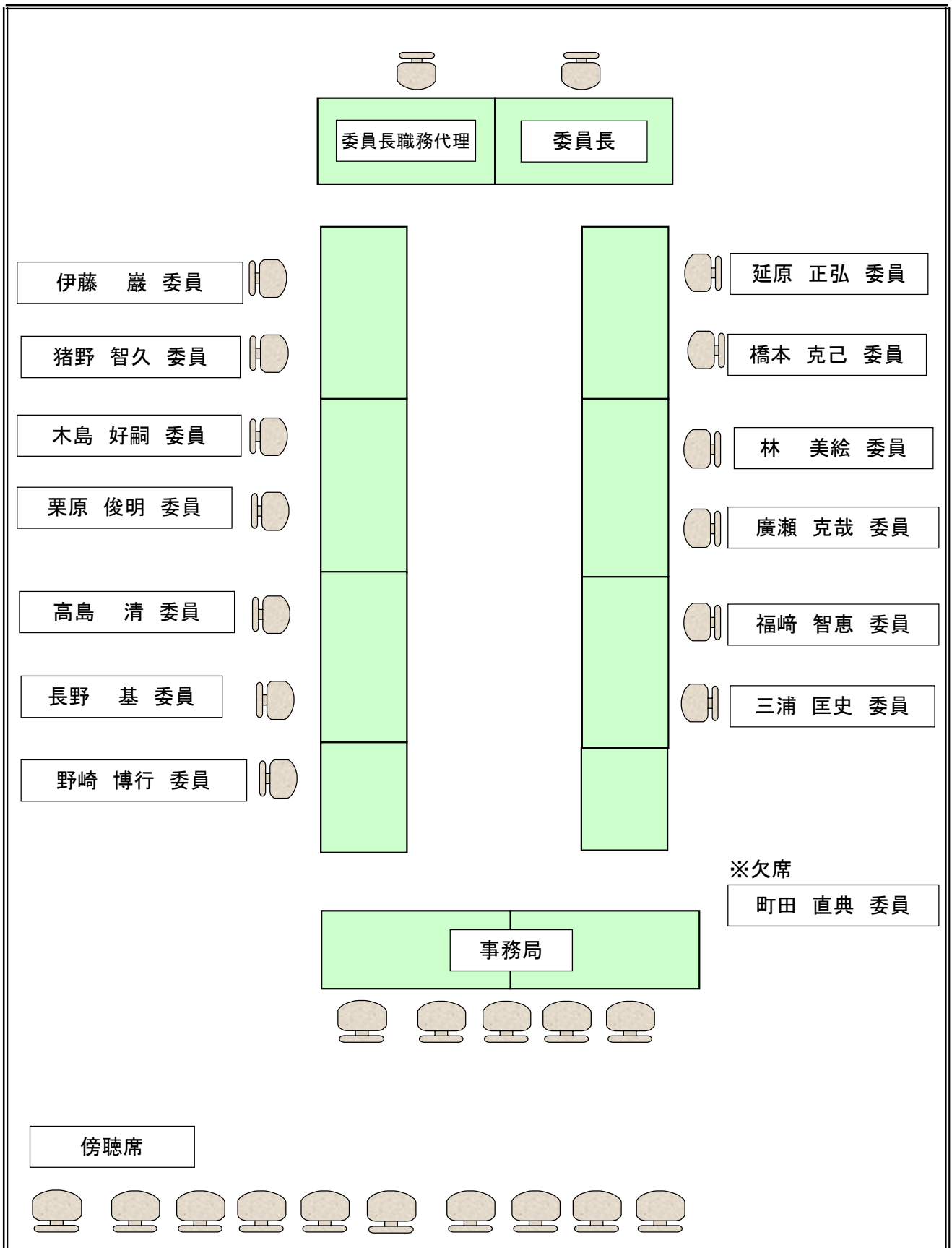
しあわせ倍增プラン2009市民評価委員会 委員名簿

【敬称略 五十音順】

No.	区 分	氏 名	備 考
1	団 体 代 表	いとう いわお 伊 藤 巖	さいたま市自治会連合会会長
2	公 募 市 民	いの ともひさ 猪 野 智 久	
3	公 募 市 民	きじま よしつぐ 木 島 好 嗣	
4	公 募 市 民	くりはら としあき 栗 原 俊 明	
5	団 体 代 表	たかしま きよし 高 島 清	さいたま市PTA協議会副会長
6	有 識 者	ながの もとき 長 野 基	跡見学園女子大学マネジメント学部 専任講師
7	団 体 代 表	のざき ひろゆき 野 崎 博 行	埼玉中央青年会議所 直前理事長
8	公 募 市 民	のぶはら まさひろ 延 原 正 弘	
9	公 募 市 民	はしもと かつみ 橋 本 克 己	
10	公 募 市 民	はやし みえ 林 美 絵	
11	有 識 者	ひろせ かつや 廣 瀬 克 哉	法政大学法学部教授
12	公 募 市 民	ふくざき ちえ 福 崎 智 恵	
13	公 募 市 民	まちだ なおのり 町 田 直 典	
14	団 体 代 表	みうら ただし 三 浦 匡 史	さいたまNPOセンター理事

平成23年度 第1回 しあわせ倍増プラン2009 市民評価委員会 座席表

日時:平成23年6月6日(月) 午後7時～
会場:浦和コミュニティセンター第13集会室



しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 しあわせ倍増プラン2009に掲載された事業の進捗度及び成果を評価するとともに、その評価結果を市民へ報告するため、しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び職務代理者)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策局都市経営戦略室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会
が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会設置要綱第7条の規定に基づき、しあわせ倍増プラン2009市民評価委員（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（別記様式1）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記様式2）の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

2 前項の傍聴券の交付を受けた者は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会場等の状況により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。その場合において、傍聴人の決定は、原則として抽選により行う。

(報道関係者の傍聴)

第3条 報道関係者は、取材等のため委員会の会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成22年4月30日から施行する。

受付番号 _____

傍 聴 券

しあわせ倍増プラン 2009 市民評価委員会 (年 月 日開催分)

しあわせ倍増プラン 2009 市民評価委員会

注1 この傍聴券は、本日の傍聴に限り有効です。

2 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

3 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

しあわせ倍増プラン2009評価検証事業

評価検証事業の位置付け

しあわせ倍増プラン2009

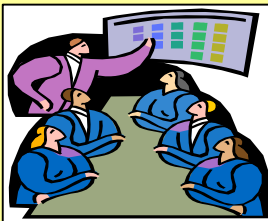
I-1 マニフェスト検証大会を毎年開催。(4年以内)

《数値目標等（取組指標・方針）》

- ・平成21年度から平成24年度までの「しあわせ倍増プラン2009」の達成状況を、毎年度1回開催する市民参加による検証大会において検証します。

評価検証事業の流れ

■内部評価の実施



「倍増プラン」に掲げた事業について、さいたま市としての自己評価を行います。

■外部評価の実施



公募市民や学識経験者、各種団体代表で構成する市民評価委員会を開催し、客観的な視点から評価を行います。

■市民評価報告会の開催



市民評価委員会での評価結果について、市民評価委員会による市民報告会を開催します。

■評価結果等の公表



市民評価報告会での結果等をHP・市報等に掲載し、市民に対して広く公表します。

【「しあわせ倍増プラン2009」の記載内容】

1 行動宣言

2 「I-1」 マニフェスト検証大会を毎年開催。(4年以内)

3 《I-1-0 ○○△△□□》

5 ① 数値目標等(取組指標・方針)

6 ・平成21年度から平成24年度までの「しあわせ倍増プラン2009」の達成状況を、毎年度1回開催する市民参加による検証大会において検証します。

7 現状(平成21年3月末時点)

8 平成17年度に策定した「理想都市実現に向けた行動計画-マニフェスト工程表-」の実績評価の方法は、都市経営戦略会議(注1)における内部評価としており、検証大会は実施していません。

9 ② 取組内容

10 ・市長のマニフェストである「さいたま市民 しあわせ倍増計画」を市の計画として着実に実現するため、具体的な取組指標やスケジュールを盛り込んだ「しあわせ倍増プラン2009」を策定します。

11 ・その成果を検証するため、平成22年度から25年度まで、毎年度、市民や有識者等による外部評価を行うとともに、市民参加による検証大会を開催します。

12 ③ 事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
「倍増プラン」の進行管理・実績評価			→		
外部評価の実施			→		
検証大会開催			(第1回開催)	(第2回開催)	(第3回開催)
					※H25(第4回開催)

11 (注1)都市経営戦略会議とは、市政運営の基本方針及び重要施策の決定、行政部門間の総合調整等を円滑に行うとともに、市政の総合的かつ効率的な経営を迅速に行うため、平成17年5月31日に設置したもので、市長が主宰し、市長、副市長、教育長、技監、政策局長、総務局長、財務局長、行財政改革推進本部長及び総合政策監をもって構成する。

12 所管課 政策局都市経営戦略室(問合せ先: 048-820-1064)

1 「倍増プラン」の宣言・分野を記載。

2 「倍増プラン」各項目の事業番号

3 「倍増プラン」の事業名

4 「倍増プラン」の取組期限を示しており、次の4段階に区分。(すぐ) ※おおむね1年以内。(2年以内)(3年以内)(4年以内)

5 「倍増プラン」の個別事業の区分
複数の個別事業がある場合に枝番とタイトルをつけています。6 数値目標等(取組指標・方針)
取組期限中に取り組む方針を示しています。
定量的な目標(数値化できるもの)は、数値目標を記載しています。7 現状
数値目標等に記載した事業に対する平成21年3月末時点での現状を記載。8 データ・写真・イラスト等を記載
「現状」に記載した事業や数値目標等に記載した事業に関連する事業の写真やデータ等を記載しています。9 取組内容
数値目標等を実施(達成)するための具体的な内容(手法・手段等)を記載しています。10 事業計画(工程表)
「取組内容」を実施していくうえでの具体的なスケジュールを記載しています。(時点が明らかな取組は●印を記載しています)11 注釈
文中に出てくる用語の説明を記載しています。12 所管課
事業を実施する所管課及び問合せ先を記載しています。

しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価（10点満点）

達成度	
進捗度	加点・減点
b	8点

④ 取組実績（平成23年3月末時点）

H22年度 主な目標等	H22年度 主な実績
①市民評価委員会設置 ②市民評価委員会8回開催 ③市民評価報告会1回開催	①市民評価委員会設置 ②△市民評価委員会11回開催（平日夜間開催） ③市民評価報告会1回開催

⑤ 評価理由

平成22年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗したので、「b」と判断した。市民評価委員会開催に当たって、より市民が参加しやすい開催時間を設定したことや、市民参加度が高まる取組を実施したことなどを加点評価した。

（取組状況）

- プランに掲げた全139事業について、平成21年度に実施した取組実績及び主な成果等について、都市経営戦略会議において内部評価を決定しました。
- 公募市民や有識者等により構成される市民評価委員会を設置し、11回の委員会を開催し各事業所管課の出席のもと質疑応答などを行い、外部評価を決定しました。
- 平成22年12月、浦和コミュニティセンター多目的ホールにおいて、市民評価委員会から市民の皆さんへ評価結果を報告する「市民評価報告会」を開催しました。

（市民満足度向上に向けた取組）

- 市民評価委員会の開催に当たっては、市民の参加度を高めるため、公募による市民や委員会の傍聴者が委員会に参加しやすくなるように、平日の夜間に委員会を開催しました。

（課題）

- 市民評価委員会からの意見を市政運営に反映させるため、次年度予算編成が始まる前までに報告会を開催することが必要です。

（主な成果等）

【しあわせ倍増プラン2009の達成度の評価】

進捗度	市の内部評価	市民評価委員会の評価
	平均点	事業数
a	9.0	13
b	7.1	108
c	4.2	18
d	-	0
全体	6.9	139

（※達成度の評価基準）

評価基準	進捗度	点数
目標を上回っている	a	10
		9
		8
予定どおり実施している	b	7
		6
目標に遅れがあるが実現に向けて実施している	c	4
		3
未着手、目標に大幅な遅れがある	d	1
		0

⑥ 今後の取組・予定

- 平成23年度以降も、引き続き倍増プランに掲げた各事業の達成度を客観的に検証するため、市民評価委員会を設置し外部評価を行うとともに、評価結果については、「市民評価報告会」を開催し、市民評価委員会から市民の皆さんへ報告します。

（工程表）

年度	H21（実績）	H22（実績）	H23	H24
実施事業等				
「倍増プラン」の進行管理・実績評価	(11月)倍増プラン策定			
外部評価の実施		11回開催		
検証大会開催		(12月)● 第1回市民評価報告会開催	第2回開催	第3回開催
事業費(千円)	363	957		※H25(第4回開催)

① 「④取組実績」

ア. 「(取組状況)」

各事業の「①数値目標等(取組指標・方針)」及び「②取組内容」に記入された内容に対して平成22年度末(平成23年3月末時点)までに取組んだ内容を記述しています。

イ. 「(市民満足度向上に向けた取組)」

市民サービス・市民満足度の向上などに向けて工夫を凝らした点や、費用をかせずにより効率的な手法により実施した点などについて、記述しています。

ウ. 「(課題)」

「①数値目標等」及び「②取組内容」に掲げた数値を達成できなかった、或いは、期限に遅延のあった場合(進捗度がcまたはdの場合)の内容・理由等を記述。また、事業進捗度の如何に関わらず(進捗度がaまたはbの場合でも)、事業を進捗する上で明らかになった課題について記述しています。

② (主な成果等)

「④取組実績」のうち「(取組状況)」及び「(市民満足度向上に向けた取組)」に記入した内容を実施した結果、市民サービス・市民満足度の向上につながった点などについて、その成果・経緯がイメージできる写真や表、グラフなどを挿入しています。

③ (④取組実績(平成23年3月末時点)の上段部分)

ア. 「H22年度 主な目標等」

「④取組実績(平成23年3月末時点)」の「(取組状況)」及び「(市民満足度向上に向けた取組)」で記入した内容のうち、進捗度及び達成度評価のポイントとなる主な内容を記述しています。

イ. 「H22年度 主な実績」

上記のアで記入した「H22年度 主な目標等」に対して実際に取組んだ内容を対比した形で記述しています。なお、進捗度がa、cの場合及び加点・減点要素がある場合、以下の例により記号を記入しています。

☆:進捗度aの要素 △:加点要素
★:進捗度cの要素 ▼:減点要素

④ 達成度(進捗度及び加点・減点を含む)

「④取組実績」に記述した内容に対して、右の表の評価基準により「進捗度」を、また、その「進捗度」に加え、加点要素がある場合は、「△」を、減点要素がある場合は、「▼」を、どちらでもない場合は、「→」を記入し、それぞれの加減要素に符合する点数を記述しています。

評価基準	進捗度	加減要素	点数
目標を上回っている	a	↗	10
		→	9
		↘	8
予定どおり実施している	b	→	7
		↘	6
目標に遅れがあるが実現に向けて実施している	c	↘	5
		→	4
		↘	3
		↗	2
未着手、目標に大幅な遅れがある	d	→	1
		↘	0

⑤ 「⑤評価理由」 「達成度」で、その「進捗度」を記入した理由を、また、加点・減点をした場合、その理由を記述しています。

⑥ 「⑥今後の取組・予定」 各事業の「①数値目標等(取組指標・方針)」及び「②取組内容」に記入された内容に対して平成23年度以降に取組む内容を記述しています。

⑦ 「(工程表)」 「③事業計画(工程表)」に對比する形で、実際に着手・実施した事業の工程を「(工程表)」の表の中に矢印(→)で表示しています。また、H23年度以降に実施する予定を表の中に矢印(→)で表示しています。

⑧ 「事業費(千円)」 平成22年度に取組んだ事業に要した事業費を記述しています。

平成23年度 倍增プラン2009市民評価委員会開催日程（予定）

期日・時間		内容及びヒアリング対象事業（案）			
第1回	6月6日（月） 19:00～21:00	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付式 ・評価の実施手法 ・今後の進め方 			
第2回	6月24日（金） 19:00～21:00	項目数 （事業数）	宣言・ 分野別	個別事業名 （事業番号 事業数）	
		3項目 （10事業）	条例宣言 行財政改革	①ノーマライゼーション条例 ②行財政改革推進チームの設置 ③すべての窓口業務を区役所で	（No. II-3 1事業） （No.1-1～1-5 5事業） （No.2-1～2-4 4事業）
第3回	7月8日（金） 19:00～21:00	3項目 （11事業）	行財政改革 子ども	④情報公開日本一 ⑤児童虐待ゼロを目指し、職員を増員 ⑥待機児童ゼロプロジェクト	（No.9-1～9-6 6事業） （No.20-1～20-2 2事業） （No.24-1～24-3 3事業）
第4回	7月22日（金） 19:00～21:00	4項目 （10事業）	高齢者 健康・ 安心・安全	⑦高齢者サロン、介護サロン ⑧シルバー人材センター ⑨シニアユニバーシティの充実 ⑩多目的広場の倍增	（No.33-1～33-2 2事業） （No.34 1事業） （No.35 1事業） （No.38-1～38-6 6事業）
第5回	8月5日（金） 19:00～21:00	3項目 （12事業）	健康・安 心・安全 環境・ まちづくり	⑪危機管理体制の充実 ⑫「E-KIZUNA project」 ⑬みどり倍增プロジェクト事業	（No.39-1～39-3 3事業） （No.44 1事業） （No.48-1～48-8 8事業）
第6回	8月19日（金） 19:00～21:00	2項目 （8事業）	経済・雇用	⑭市民が憩える場所づくりプロジェクト事業 ⑮自立生活支援プロジェクト事業	（No.49-1～49-6 6事業） （No.53-1～53-2 2事業）
第7回	8月30日（火） 19:00～21:00	3項目 （13事業）	経済・雇用 地域間対立	⑯雇用倍增プロジェクト ⑰大宮駅東口開発 ⑱地下鉄7号線	（No.54-1～54-11 11事業） （No.60 1事業） （No.61 1事業）
《合計》		18項目 （64事業）			
	9月9日（金） 19:00～21:00	予備日			
第8回	9月22日（木） 19:00～21:00	取りまとめ			
第9回	10月6日（木） 19:00～21:00	取りまとめ			
	10月13日（木） 19:00～21:00	予備日			
	10月15日（土） 13:30～15:30	◎「市民評価報告会」			

※上記項目数は関連事業のある項目やプロジェクト事業を1項目と計上しています。個別事業の事業数では64事業あります。

※第1回～第9回までの会場はいずれも浦和コミュニティセンター第13集会室、市民評価報告会は同センターの多目的ホールを予定しておりますが、委員会の進行状況等により、日程及び検討事業数を変更する場合があります。